

商業大臣規程 2021 年第 20 号の適用除外

● 添付資料Ⅳ：事業活動以外で輸入する物品（鉄鋼関係のみ抜粋）

X. 鉄鋼およびその派生品

No	除外のカテゴリー	要件	除外の対象	アウトプット	有効期間	備考
38	プロモーション品	販促品の使用説明書	物品の HS コード、 数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
39	研究、技術開発および科学活動のための物品	1.輸入者または関連省庁からの研究 または科学的開発証明書 2.SNI 認証機関 (LSPPro) からの証明書 および認証試験のためのサンプリングレポート 3.研究、技術開発、科学活動において 第三者と協力している関係省庁との 研究・協力に関する協定/ MoU	物品の HS コード、 数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
40	航空機を利用して外郵事業者を通じて輸入される物品	法律の規定に従う	出荷あたり FOB 価格 で 1,500 米ドルまで	特になし	—	
41	崇拜、慈善、社会的、文化的または自然災害の対応のための贈答を目的とする物品	1.贈答品証明書 2.関係省庁からの推薦状	物品の HS コード、 数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
42	サンプル品	1.サンプル品の使用証明書 2.非商用インボイス	物品の HS コード、 数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
43	政府機関/州機関によって輸入された物品	1.申請書には、政府機関または州機関の長が署名 2.政府機関/州機関に代わって請求書を発行 3.予算執行書 (DIPA) で確認	物品の HS コード、 数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

No	除外のカテゴリー	要件	除外の対象	アウトプット	有効期間	備考
44	インドネシアで勤務する外国機関の代表者と職員の物品	法律の規定に従う	—	特になし	—	
45	インドネシアで奉仕する国際機関とその役員のニーズに対応する物品	法律の規定に従う	—	特になし	—	
46	在外のインドネシア政府代表によって証明された引越荷物	法律の規定に従う	—	特になし	—	
47	乗客または乗組員の荷物	法律の規定に従う	—	特になし	—	
48	金融セクターを所掌する省庁から輸入関税免除便宜を受け、投資のための産業育成と開発を行うための物品と材料	財務省からの輸入関税免除決定書（マスターリスト）	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	財務省からの輸入関税免除決定書（マスターリスト）の有効期間に準ずる	API-P 保有の輸入業者のみに付与
49	金融セクターを所掌する省庁から輸出のための輸入便宜（KITE）を取得した企業によって、輸出を目的として加工、組み立て、または他の商品に設置される物品および材料	法律の規定に従う	—	特になし	—	
50	API-P 保有の輸入者によって輸入された物品	インボイス	物品の HS コード、数量、種類（最大 1 トンまで）	総局長の証明書	1 暦年	1 暦年に最大 5 回の出荷まで、API-P を保有する輸入者のみに付与

XI. 合金鋼

No	例外のカテゴリー	要件	例外の対象	アウトプット	有効期間	備考
51	政府機関/州機関によって輸入された物品	1.申請書には、政府機関または州機関の長が署名 2.政府機関/州機関に代わって請求書を発行 3.予算執行書（DIPA）で確認	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
52	研究、技術開発および科学活動のための物品	1.輸入者または関連省庁からの研究または科学的開発証明書 2.SNI 認証機関（LSPPro）からの証明書および認証試験のためのサンプリングレポート 3.研究、技術開発、科学活動において第三者と協力している関係省庁との研究・協力に関する協定/ MoU	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
53	取引対象外のサンプル品	1.サンプル品の使用証明書 2.非商用インボイス	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
54	自然災害に必要なもの	1.贈答品証明書 2.関係省庁からの推薦状	物品の HS コード、数量、種類	総局長の証明書	証明書の発行日から 6 カ月間	
55	API-P 保有の輸入者によって輸入された物品	インボイス	物品の HS コード、数量、種類（最大 1 トンまで）	総局長の証明書	1 暦年	1 暦年に最大 5 回の出荷まで、API-P を保有する輸入者のみに付与

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

● 添付資料 V：事業活動のため輸入する物品で、除外されるもの（鉄鋼関係のみ抜粋）

I. 鉄鋼およびその派生品

No	除外のカテゴリー	要件	除外の対象	アウトプット	有効期間	備考
1	航空機を利用して外郵事業者を通じて輸入される物品	法律の規定に従う	出荷あたり FOB 価格で 1,500 米ドルまで	特に無し	—	

（出所）商業大臣規程 2021 年第 20 号を基にジェトロ作成